

## 平成17年度新たな出会い応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人福岡県地域福祉財団(以下「財団」という。)が福岡県から受託して行う「新たな出会い応援事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「出会い事業」とは、未婚化・晩婚化対策として独身者の結婚を応援するための結婚相談、お見合い、お見合いパーティその他出会いの場を提供する事業をいう。

2 この要綱において、「出会い応援団体」とは、第6条第2項に基づき登録証の交付を受けて出会い事業を実施するものをいう。

3 この要綱において、「出会い協賛企業」とは、出会い応援団体が出会い事業を実施する際に必要な協力を行うものをいう。

(出会い応援団体の対象者)

第3条 福岡県内に事務所又は事業所等がある法人及び団体(宗教法人及び政治団体並びに結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするものを除く。)は、出会い応援団体になることができる。

(出会い応援団体の活動)

第4条 出会い応援団体は、出会い応援団体内の会員、従業員等を対象に、又は他の出会い応援団体その他のものと連携して出会い事業を企画し、実施するものとする。

2 出会い事業の実施に関し必要な費用は、出会い応援団体が負担するものとする。ただし、参加者から実費を徴収することは妨げない。

3 出会い応援団体は、出会い協賛企業の協力を得て、出会い事業を実施することができる。

(登録申請)

第5条 出会い応援団体になろうとする者は、別に定めるところにより、財団に対し、登録の申請をするものとする。

(登録)

第6条 財団は、登録の申請があったときは、申請者が第3条に規定する出会い応援団体の対象者に該当しない場合その他出会い応援事業を適正に行うことができないと認められる場合を除き、登録するものとする。

2 財団は、出会い応援団体に登録したときは、登録証を交付するものとする。

(出会い応援団体の情報提供)

第7条 財団は、出会い応援団体の同意を得て、当該出会い応援団体の団体名、代表者及び担当者氏名等の情報を他の出会い応援団体、出会い協賛企業及び出会い事業に協力するものに提供することができる。

(財団の事務)

第8条 財団は、他に規定するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 出会い応援団体及び出会い協賛企業の募集
- 二 講習会及び交流会の実施
- 三 優良団体の推薦
- 四 その他新たな出会い応援事業の実施に関し必要な事項

(講習会への参加)

第9条 出会い応援団体となるものは前条第二号に掲げる講習会に参加するものとする。

(活動状況の報告)

第 10 条 出会い応援団体は、年度終了後速やかに事業の実施状況を財団に報告するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第 11 条 出会い応援団体は出会い事業を実施するに当たり知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び福岡県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。

(登録証の有効期間)

第 12 条 登録証の有効期間は、交付した日から年度末までとする。

(登録証の返還)

第 13 条 出会い応援団体がこの要綱に反した活動を行った場合、出会い応援団体は登録証を返還しなければならない。

第 14 条 この要綱を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成 17 年 6 月 27 日から施行する。

## 平成17年度出会い応援団体募集要領

(目的)

第1条 この要領は、新たな出会い応援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第14条の規定に基づき、「出会い応援団体」の募集、登録について必要な事項を定める。

(募集方法)

第2条 財団法人福岡県地域福祉財団(以下「財団」という。)は、新たな出会い応援事業の趣旨に賛同し、登録を希望する団体等から別紙登録申込書(様式第1号)の提出を受けるとする。

(募集期限)

第3条 募集は平成17年6月27日から8月19日までとする。

第4条 財団は実施要綱第10条の規定に基づき、出会い応援団体から別紙実施状況報告書(様式第2号)の提出を受けるとする

附則 この要領は、平成17年6月27日から施行する。